

令和 2 年度第 1 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 4 月 1 4 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

① 件 名
石巻市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>小児がんの治療を目的とした骨髄移植等の造血幹細胞移植により、予防接種によって得た免疫が消失又は低下することがある。</p> <p>そのため、移植後にワクチンの再接種が必要となる場合があるが、その費用については任意接種となるため、現状では被接種者の全額自己負担となっている。</p> <p>このような状況を鑑み、令和 2 年度に宮城県では「宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業」を開始した。</p> <p>【目的】</p> <p>骨髄移植等の造血幹細胞移植を受け、免疫が消失又は低下した者に予防接種の再接種費用を助成することにより、感染症の発生及びまん延の防止並びに対象者の経済的負担の軽減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）</p> <p>予防接種法施行令（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）</p> <p>定期接種実施要領</p> <p>宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業補助金交付要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 2 年 4 月 宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業補助金交付要綱の制定
⑤ 主な内容
<p>1 助成対象者（次の全てに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植等の造血幹細胞移植によって移植前に接種した予防接種法第 2 条第 2 項に定められた疾病（結核を除く。）にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者。</li> <li>・令和 2 年 4 月 1 日以降に再接種した者</li> <li>・再接種の日において石巻市に住所を有する 2 0 歳未満の者</li> </ul> <p>2 助成対象経費</p> <p>ワクチンの再接種費用（抗体検査及び文書作成料を除く。）</p> <p>3 助成金の額</p> <p>申請者が当該予防接種の費用として医療機関に支払った金額（予防接種を受けた年度において、一般社団法人石巻市医師会と契約を締結した委託料を上限とする。）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>事業実施により、感染症の発生及びまん延の防止並びに対象者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>予防接種費（助成金）</p> <p>令和 2 年度見込み 7 9 6 千円（3 名分）</p> <p>（財源）</p> <p>県（宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助事業補助金） 1 / 2、市 1 / 2</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討
<p>他自治体の実施状況</p> <p>令和2年度実施予定 8自治体</p> <p>実施検討 21自治体</p> <p>実施を予定しない 4自治体</p> <p>※仙台市は平成31年度から実施済</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和2年4月 石巻市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業実施要綱の制定 (告示の日から施行、4月1日以降の再接種から適用)</p>
⑨ その他